

佐賀県告示第74号

佐賀県環境影響評価技術指針（平成11年佐賀県告示第464号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月19日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 略</p> <p>第1条 この技術指針は、佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、事業者（都市計画決定権者及び港湾管理者を含む。以下同じ。）が対象事業（対象港湾計画を含む。以下同じ。）に係る環境影響評価（港湾環境影響評価を含む。以下同じ。）を行うために必要な技術的事項について定めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p><u>第1章の2 計画段階配慮事項等の選定（第1条の2 第1条の9）</u></p> <p>第2章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 略</p> <p>第1条 この技術指針は、佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、環境影響評価（港湾環境影響評価を含む。以下同じ。）を行うために必要な技術的事項について定めるものとする。</p> <p><u>第1章の2 計画段階配慮事項等の選定</u> <u>（位置等に関する複数案の設定）</u></p> <p><u>第1条の2 配慮書事業者（都市計画決定権者を含む。以下同じ。）は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにしなければならない。</u></p>

改正前	改正後
	<p>2 <u>配慮書事業者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置又は配慮書対象事業の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、配慮書対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために配慮書対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。</u></p> <p>3 <u>配慮書事業者は、第1項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該配慮書対象事業の目的が達成される場合その他配慮書対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにしなければならない。</u></p> <p><u>(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)</u></p> <p><u>第1条の3 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認められる範囲内で、当該検討に影響を及ぼす配慮書対象事業の内容(以下この条から第1条の7までにおいて「事業特性」という。)並びに配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条から第1条の7までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業特性に関する情報</u></p> <p><u>ア 配慮書対象事業の種類</u></p> <p><u>イ 配慮書対象事業実施想定区域の位置</u></p> <p><u>ウ 配慮書対象事業の規模等</u></p> <p><u>エ 配慮書対象事業の工事計画の概要</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>オ 配慮書対象事業に係る主要な工作物の種類、規模、構造、配置計画等の概要</u></p> <p><u>カ 配慮書対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要</u></p> <p><u>キ その他配慮書対象事業に関する事項</u></p> <p><u>(2) 地域特性に関する情報</u></p> <p><u>ア 自然的状況</u></p> <p><u>(ア) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第3項第1号ア及び別表第1において「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）</u></p> <p><u>(イ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第3項第1号イ及び別表第1において「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</u></p> <p><u>(ウ) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</u></p> <p><u>(エ) 地形及び地質の状況</u></p> <p><u>(オ) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</u></p> <p><u>(カ) 人と自然との触れ合いの活動及び景観の状況</u></p> <p><u>イ 社会的状況</u></p> <p><u>(ア) 人口及び産業の状況</u></p> <p><u>(イ) 土地利用の状況</u></p> <p><u>(ウ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況</u></p> <p><u>(エ) 交通の状況</u></p> <p><u>(オ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</u></p> <p><u>(カ) 下水道の整備の状況</u></p> <p><u>(キ) 歴史的文化的遺産の状況</u></p>

改正前	改正後
	<p>(ク) <u>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</u></p> <p>(ケ) <u>その他配慮書対象事業に関し必要な事項</u></p> <p>2 <u>配慮書事業者は、前項第2号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、配慮書事業者は、当該資料の出典を明らかにできるように整理するものとする。</u></p> <p><u>(計画段階配慮事項の選定)</u></p> <p>第1条の4 <u>配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、配慮書対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。</u></p> <p>2 <u>配慮書事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。</u></p> <p>(1) <u>配慮書対象事業に係る工事の実施(配慮書対象事業の一部として、配慮書対象事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)</u></p> <p>(2) <u>配慮書対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって配慮書対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行わ</u></p>

改正前	改正後
	<p>れることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)</p> <p>3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。</p> <p>(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>ア 大気環境</p> <p>(ア) 大気質</p> <p>(イ) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）</p> <p>(ウ) 振動</p> <p>(I) 悪臭</p> <p>(オ) (ア)から(I)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素</p> <p>イ 水環境</p> <p>(ア) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）</p> <p>(イ) 水底の底質</p> <p>(ウ) 地下水の水質及び水位</p> <p>(I) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素</p> <p>ウ 土壌に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>(ア) 地形及び地質</p> <p>(イ) 地盤</p>

改正前	改正後
	<p><u>(ウ) 土壌</u></p> <p><u>(I) その他の環境要素</u></p> <p><u>(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）</u></p> <p><u>ア 動物</u></p> <p><u>イ 植物</u></p> <p><u>ウ 生態系</u></p> <p><u>(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）</u></p> <p><u>ア 人と自然との触れ合いの活動の場</u></p> <p><u>イ 景観</u></p> <p><u>ウ 歴史的文化的遺産</u></p> <p><u>(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素</u></p> <p><u>ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>4 配慮書事業者は、第1項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定しなければならない。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>5 配慮書事業者は、第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、</u></p>

改正前	改正後
	<p>同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。</p> <p>（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）</p> <p>第1条の5 配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、配慮書事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第1条の9までに定めるところにより選定するものとする。</p> <p>(1) 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。</p> <p>(2) 前条第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。</p> <p>(3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。</p> <p>ア 自然林、湿原、藻場、干潟、自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境</p> <p>イ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を</p>

改正前	改正後
	<p>含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの</p> <p>ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境</p> <p>エ 都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境</p> <p>(4) 前条第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。</p> <p>(5) 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。</p> <p>(6) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。</p> <p>(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)</p> <p>第1条の6 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事</p>

改正前	改正後
	<p><u>項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報</u></p> <p><u>(2) 調査の基本的な手法 国、県又は市町村が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査、踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。</u></p> <p><u>(3) 調査の対象とする地域（以下この条から第1条の9までにおいて「調査地域」という。） 配慮書対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域</u></p> <p><u>2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。</u></p> <p><u>3 配慮書事業者は、第1項の規定により現地調査、踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。</u></p> <p><u>4 配慮書事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名そ</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。</u></p> <p><u>(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)</u></p> <p><u>第1条の7 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に把握する手法</u></p> <p><u>(2) 予測の対象とする地域(第3項において「予測地域」という。)</u> <u>調査地域のうちから適切に選定された地域</u></p> <p><u>2 前項第1号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。</u></p> <p><u>3 配慮書事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。</u></p> <p><u>4 配慮書事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに</u></p>

改正前	改正後
	<p>当たっては、<u>配慮書対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。</u></p> <p><u>(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)</u></p> <p><u>第1条の8 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第1条の2第1項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。</u></p> <p><u>(2) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、配慮書対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、配慮書事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。</u></p> <p><u>(3) 国、県又は市町村が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。</u></p> <p><u>(4) 配慮書事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるように</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第2章 略</p> <p style="text-align: center;">（事業特性及び地域特性の把握）</p> <p>第2条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うに当たっては、当該選定を行うために必要な範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。</p> <p>(1) 事業特性に関する情報</p>	<p style="text-align: center;">第2章 略</p> <p style="text-align: center;">（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）</p> <p>第2条 第1条の3の規定は、条例第11条第1項に規定する対象事業（対象港湾計画を含む。以下同じ。）に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、第1条の3第1項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者（都市計画決定権者及び港湾管理者を含む。以下同じ。）」と、「当該検討を」とあるのは「、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるの</p> <p>すること。</p> <p>（計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項）</p> <p>第1条の9 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定しなければならない。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>2 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項並びにその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。</p> <p>3 配慮書事業者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>ア 対象事業の種類</p> <p>イ 対象事業実施区域の位置</p> <p>ウ 対象事業の規模等</p> <p>エ 対象事業の工事計画の概要</p> <p>オ 対象事業に係る主要な工作物の種類、規模、構造、配置計画等の概要</p> <p>カ 対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要</p> <p>キ その他の対象事業に関する事項</p> <p>(2) 地域特性に関する情報</p> <p>ア 自然的状況</p> <p> (ア) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第3項第1号ア及び別表第1において「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）</p> <p> (イ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第3項第1号ア及び別表第1において「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p> (ウ) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p> (エ) 地形及び地質の状況</p> <p> (オ) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p> <p> (カ) 人と自然との触れ合いの活動及び景観の状況</p> <p>イ 社会的状況</p> <p> (ア) 人口及び産業の状況</p> <p> (イ) 土地利用の状況</p> <p> (ウ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況</p> <p> (エ) 交通の状況</p>	<p>は「当該選定に」と、「配慮書対象事業の」とあるのは「対象事業の」と、「第1条の7まで」とあるのは「第6条まで、第7条第1項、第7条第2項において読み替えて準用する第1条の7第2項及び第13条」と、「配慮書対象事業実施想定区域」とあるのは「対象事業実施区域」と、「配慮書対象事業に」とあるのは「対象事業に」と、第1条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「前項第2号」とあるのは「第2条において読み替えて準用する前項第2号」と、「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、県又は市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(オ) <u>学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</u></p> <p>(カ) <u>下水道の整備の状況</u></p> <p>(キ) <u>歴史的文化的遺産の状況</u></p> <p>(ク) <u>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</u></p> <p>(ケ) <u>その他の事項</u></p> <p>2 <u>事業者は、前項第2号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにすることができるよう整理するとともに、必要に応じ、県又は市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から意見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>(環境影響評価の項目の選定)</p> <p>第3条 <u>事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第1に掲げる一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る項目(以下「標準項目」という。)に対して、必要に応じ、項目の削除又は追加を行うことにより選定しなければならない。この場合において、削除をする項目が、事後調査を実施する必要があるものとして別表第1において指定する項目(以下「事後調査標準項目」という。)であるときは、あらかじめ知事に当該削除について協議しなければならない。</u></p> <p>2 <u>事業者は、前項の規定による選定に当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境</u></p>	<p>2 <u>事業者は、前項において読み替えて準用する第1条の3第1項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。</u></p> <p>(環境影響評価の項目の選定)</p> <p>第3条 <u>事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において事業者は、別表第1の1から22までの備考第2項に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目(以下「参考項目」という。)を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工</u></p>

改正前	改正後
<p><u>要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。</u></p> <p>(1) 対象事業に係る工事の実施</p> <p>(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって当該事業の目的に含まれるもの（別表第1及び別表第2において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）</p> <p><u>3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）</u></p> <p><u>ア 大気環境</u></p> <p><u>(ア) 大気質</u></p> <p><u>(イ) 騒音</u></p> <p><u>(ウ) 振動</u></p> <p><u>(エ) 悪臭</u></p> <p><u>(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環</u></p>	<p>作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。</p> <p>(1) 対象事業に係る工事の実施（<u>対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。</u>）</p> <p>(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって<u>対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第1及び別表第2において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）</u></p> <p><u>3 第1条の4第3項の規定は前項の規定による検討について、第1条の4第4項及び第5項の規定は第1項の規定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、第1条の4第4項及び第5項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第3条第1項」と、第1条の4第5項中「選定した事項（以下「選定事項」とあるのは「選定した項目（以下「選定項目」と読み替えるものとする。」</u></p>

改正前	改正後
<p><u>境要素</u></p> <p><u>イ 水環境</u></p> <p><u>(ア) 水質（地下水の水質を除く。別表第1において同じ。）</u></p> <p><u>(イ) 水底の底質</u></p> <p><u>(ウ) 地下水の水質及び水位</u></p> <p><u>(I) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素</u></p> <p><u>ウ 土壤に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。別表第1において同じ。）</u></p> <p><u>(ア) 地形及び地質</u></p> <p><u>(イ) 地盤</u></p> <p><u>(ウ) 土壤</u></p> <p><u>(I) その他の環境要素</u></p> <p><u>(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）</u></p> <p><u>ア 動物</u></p> <p><u>イ 植物</u></p> <p><u>ウ 生態系</u></p> <p><u>(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。)</u></p> <p><u>ア 人と自然との触れ合いの活動の場</u></p> <p><u>イ 景観</u></p> <p><u>ウ 歴史的文化的遺産</u></p> <p><u>(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素</u></p> <p><u>ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第1項第7号及</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>び別表第1において同じ。)</u></p> <p><u>イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。次条第1項第7号及び別表第1において同じ。)</u></p> <p>4 <u>第1項に規定する項目の削除は、次に掲げる項目について行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>標準項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項目</u></p> <p>(2) <u>対象事業実施区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合における当該標準項目</u></p> <p>5 <u>第1項の規定による項目の追加は、次に掲げる項目について行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>事業特性により、標準項目以外の項目（以下この項において「標準外項目」という。）に関する環境影響が相当程度となるおそれがある場合における当該標準外項目</u></p> <p>(2) <u>対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が、次のア、イ又はウに規定する標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目</u></p> <p><u>ア 標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象</u></p> <p><u>イ 標準外項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象</u></p> <p><u>ウ 標準外項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域</u></p>	<p><u>4 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合</u></p> <p>(2) <u>対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合</u></p>

改正前	改正後
<p>6 <u>事業者は、第1項の規定により項目の削除及び追加を行うに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行わなければならない。</u></p> <p>7 <u>事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第1項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行わなければならない。</u></p> <p>8 <u>事業者は、第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧することができるように整理するとともに、選定項目として選定した理由及び同項の規定により項目の削除を行った場合にあってはその理由を明らかにすることができるように整理しなければならない。</u></p> <p>（調査、予測及び評価の手法の選定）</p> <p>第4条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第7条までに定めるところにより選定するものとする。</p> <p>(1) <u>前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握することができること。</u></p> <p>(2) <u>前条第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又</u></p>	<p>5 <u>事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ選定項目の見直しを行わなければならない。</u></p> <p>（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）</p> <p>第4条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第9条までに定めるところにより選定するものとする。</p> <p>(1) <u>前条第3項において準用する第1条の4第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。</u></p> <p>(2) <u>前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、</u></p>

改正前	改正後
<p>は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握することができること。</p> <p>(3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第2において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第2において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第2において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握することができること。</p> <p>(4) 前条第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れあいの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握することができること。</p> <p>(5) 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握することができること。</p> <p>(6) 前条第3項第3号ウに掲げる環境要素に係る選定項目につ</p>	<p>生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。</p> <p>(3) 前条第3項において準用する第1条の4第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第2において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第2において同じ。）又は特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第2において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。</p> <p>(4) 前条第3項において準用する第1条の4第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れあいの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。</p> <p>(5) 前条第3項において準用する第1条の4第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。</p> <p>(6) 前条第3項において準用する第1条の4第3号ウに掲げる</p>

改正前	改正後
<p>いては、歴史的文化的遺産に関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により保護されている有形文化財、史跡、名勝及び天然記念物並びに地域のシンボリックな樹木等これらに準ずるものの状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を<u>把握することができること。</u></p> <p>(7) <u>前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等及び温室効果ガス等に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握することができること。</u></p> <p><u>(標準手法)</u></p> <p>第5条 事業者は、対象事業の<u>標準項目</u>に係る環境影響評価の調査及び予測の手法を選定するに当たっては、環境要素の区分ごとに別表第2に掲げる<u>標準的な調査及び予測の手法</u>（以下この項及び別表第2において「<u>標準手法</u>」という。）を<u>基準として選定</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、<u>標準手法</u>より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。</p> <p>(1) <u>当該標準項目に関する環境影響の程度が小さいことが明ら</u></p>	<p>環境要素に係る選定項目については、歴史的文化的遺産に関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により保護されている有形文化財、史跡、名勝及び天然記念物並びに地域のシンボリックな樹木等これらに準ずるものの状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を<u>把握</u>できること。</p> <p>(7) <u>前条第3項において準用する第1条の4第4号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握</u>できること。</p> <p>2 <u>事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。</u></p> <p><u>(参考手法)</u></p> <p>第5条 事業者は、対象事業の<u>参考項目</u>に係る環境影響評価の調査及び予測の手法を選定するに当たっては、<u>別表第1の1から22までの備考第2項に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、環境要素の区分ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法</u>（以下この条及び別表第2において「<u>参考手法</u>」という。）を<u>勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第2条第1項において読み替えて準用する第1条の3及び第2条第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、<u>参考手法</u>より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。</p> <p>(1) <u>当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明ら</u></p>

改正前	改正後
<p>かであること。</p> <p>(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、<u>当該標準項目</u>に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。</p> <p>(3) 類似の事例により<u>当該標準項目</u>に関する環境影響の程度が明らかであること。</p> <p>(4) <u>当該標準項目</u>に係る予測及び評価において必要とされる情報を<u>標準手法</u>より簡易な方法で収集することができることが明らかであること。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、<u>標準手法</u>より詳細な調査又は予測の手法を選定しなければならない。</p> <p>(1) 事業特性により、<u>当該標準項目</u>に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。</p> <p>(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する<u>標準項目</u>に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>ア <u>当該標準項目</u>に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象</p> <p>イ <u>当該標準項目</u>に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象</p> <p>ウ <u>当該標準項目</u>に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域</p> <p>(調査の手法)</p> <p>第6条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選</p>	<p>かであること。</p> <p>(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、<u>当該参考項目</u>に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。</p> <p>(3) 類似の事例により<u>当該参考項目</u>に関する環境影響の程度が明らかであること。</p> <p>(4) <u>当該参考項目</u>に係る予測及び評価において必要とされる情報を<u>参考手法</u>より簡易な方法で収集することができることが明らかであること。</p> <p>3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、<u>参考手法</u>より詳細な調査又は予測の手法を選定しなければならない。</p> <p>(1) 事業特性により、<u>当該参考項目</u>に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。</p> <p>(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する<u>参考項目</u>に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>ア <u>当該参考項目</u>に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象</p> <p>イ <u>当該参考項目</u>に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象</p> <p>ウ <u>当該参考項目</u>に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域</p> <p>(環境影響評価の項目に係る調査の手法)</p> <p>第6条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選</p>

改正前	改正後
<p>定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を<u>勘案し</u>、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。</p> <p>(1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報</p> <p>(2) 調査の基本的な手法 国、県又は市町村が有する文献その他の資料の入手、<u>専門家</u>からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により、調査すべき情報を収集し、並びにその結果を整理し、及び解析する手法</p> <p>(3) 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域</p> <p>(4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第2において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点</p> <p>(5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第2において「調査</p>	<p>定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。<u>この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。</u></p> <p>(1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の<u>状況</u>に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報</p> <p>(2) 調査の基本的な手法 国、県又は市町村が有する文献その他の資料の入手、<u>専門家等</u>からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により、調査すべき情報を収集し、並びにその結果を整理し、及び解析する手法</p> <p>(3) 調査の対象とする地域（以下<u>この条から第13条まで</u>において「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域</p> <p>(4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（<u>第2項において読み替えて準用する第1条の6第4項及び別表第2</u>において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点</p> <p>(5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（<u>第2項において読み替え</u></p>

改正前	改正後
<p>期間等」という。) 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯</p>	<p>て準用する第1条の6第4項及び別表第2において「調査期間等」という。) 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯</p>
<p>2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法を選定する場合において、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係る手法については、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。</p>	<p>2 第1条の6第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第6条第1項第2号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、第1条の6第3項及び第4項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第6条第1項」と、第1条の6第3項中「現地調査、踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第4項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 第1項第5号に規定する調査に係る期間を選定する場合において、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係る期間については、これを適切に把握することができるよう調査に係る期間を選定するものとする。</p>	<p>3 第1項第5号に規定する調査に係る期間を選定する場合において、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係る期間についてはこれを適切に把握することができるように、年間を通じた調査に係るものについては必要に応じて観測結果の変動の少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定するものとする。</p>
<p>4 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。</p>	
<p>5 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情</p>	

改正前	改正後
<p><u>報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにすることができるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定することができないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。</u></p> <p>6 略</p> <p>(予測の手法)</p> <p>第7条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第5条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 予測の対象とする地域（第4項及び別表第2において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。） 工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（第3項において「供用開始」という。）後その活動が定常状態になる時期、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯</p>	<p>4 略</p> <p>(環境影響評価の項目に係る予測の手法)</p> <p>第7条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第5条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 予測の対象とする地域（第2項において読み替えて準用する第1条の7第3項及び別表第2において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。） 工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後その活動が定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯</p>

改正前	改正後
<p>2 <u>前項第1号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。</u></p> <p>3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。</p> <p>4 <u>事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれのその内容及び妥当性を明らかにすることができるようにしなければならない。</u></p> <p>5 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっ</p>	<p>2 <u>第1条の7第2項から第4項の規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「第7条第1項第1号」と、第1条の7第3項及び第4項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第7条第1項」と、第1条の7第3項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第4項中「配慮書対象事業に」とあるのは「対象事業に」と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、<u>工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。</u></p> <p>4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっ</p>

改正前	改正後
<p>ては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況）を勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、県又は市町村が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにすることができるよう整理するものとする。</p> <p><u>6 事業者は、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合に、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して、当該不確実性の内容を明らかにすることができるようにしなければならない。</u></p> <p>（評価の手法）</p> <p>第8条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 調査及び予測の結果並びに第10条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。</p>	<p>ては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、<u>当該地域の将来の環境の状況は、県又は市町村が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにすることができるよう整理するものとする。</u></p> <p>（環境影響評価の項目に係る評価の手法）</p> <p>第8条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 調査及び予測の結果並びに第10条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。<u>この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) 国、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを<u>評価する手法であること。</u></p> <p>(3) 略 (手法選定に当たっての留意事項)</p> <p>第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、<u>第2条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて選定しなければならない。</u></p> <p>2・3 略 第3章 略 (環境保全措置の検討)</p> <p>第10条 略 2 略 3 事業者は、前2項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（<u>第12条第1項第4号及び第5号において「代償措置」という。</u>）を</p>	<p>(2) 国、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、<u>当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。</u>この場合において、<u>工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。</u></p> <p>(3) 略 (環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項)</p> <p>第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、<u>必要に応じ専門家等の助言を受けて選定しなければならない。</u>この場合において、<u>当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとし、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <p>2・3 略 第3章 略 (環境保全措置の検討)</p> <p>第10条 略 2 略 3 事業者は、前2項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（<u>以下「代償措置」という。</u>）を検討しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>検討しなければならない。</p> <p>(検討結果の整理)</p> <p>第12条 事業者は、第10条第1項及び第2項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにすることができるよう整理しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(事後調査)</p> <p>第13条 事業者は、<u>事後調査の項目を、選定項目の中から次項に定めるところにより選定しなければならない。</u></p>	<p>(検討結果の整理)</p> <p>第12条 事業者は、第10条第1項及び第2項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにすることができるよう整理しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 代償措置にあつては、当該代替措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠</u></p> <p><u>2 事業者は、第10条第1項及び第2項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。</u></p> <p>(事後調査)</p> <p>第13条 事業者は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合</u></p> <p><u>(2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合</u></p> <p><u>(3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</u></p>

改正前	改正後
<p>2 <u>事後調査の項目を選定するに当たっては、事後調査標準項目に、必要に応じ次に掲げる項目の追加を行って選定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>予測の不確実性の程度が大きい事後調査標準項目以外の項目（以下この項及び次項において「事後調査標準外項目」という。）について環境保全措置を講ずることとする場合においては、当該事後調査標準外項目のうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある項目</u></p> <p>(2) <u>事後調査標準外項目について効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合においては、当該事後調査標準外項目のうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある項目</u></p> <p>(3) <u>事後調査標準外項目について著しい環境影響を及ぼすおそれがある影響要因がある場合は、当該事後調査標準外項目</u></p> <p>3 <u>条例第30条第1項の規定により、知事が事後調査を実施するよう求める項目は、前項各号に掲げる事後調査標準外項目のうちから指定するものとする。</u></p> <p>4 <u>事業者は、事後調査の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(4) <u>代替措置を講ずる場合であって、当該代替措置による効果の不確実性の程度及び当該代替措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合</u></p> <p>2 <u>条例第30条第1項の規定により、知事が事後調査を実施するよう求める項目は、前項各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある項目のうちから指定するものとする。</u></p> <p>3 <u>事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>5 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項</p> <p>第4章 略 (方法書の作成)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第3号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果(当該資料の出典を含む。)を、第2条第1項第2号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由(第3条第1項に規定する標準項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。)を明らかにしなければならない。</p>	<p>4 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 事後調査を行うこととした理由</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項</p> <p>5 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。</p> <p>第4章 略 (方法書の作成)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第3号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果(当該資料の出典を含む。)を、第2条第1項において準用する第1条の3第1項第2号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第7号に掲げる事項を記載するに当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受</p>

改正前	改正後
<p>5 事業者は、<u>条例第5条第2項</u>の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合には、その旨を明らかにしなければならない。</p> <p>6 略 (準備書の作成)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前条第2項から第5項までの規定は、<u>条例第13条</u>の規定により対象事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「<u>その他の資料</u>」とあるのは「<u>その他の資料及び第2条第2項の規定による聴取又は確認</u>」と、<u>同条第3項中「前項</u>」とあるのは「<u>次条第2項において準用する前項</u>」と、<u>同条第4項中「第5条第1項第4号</u>」とあるのは「<u>第13条第1項第5号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 事業者は、対象事業に係る準備書に<u>条例第13条第1項第7号ア</u>に掲げる事項を記載するに当たっては、<u>第6条第5項並びに第7条第4項及び第6項</u>において明らかにすることができるようにしなければならないとされた事項、<u>第6条第6項</u>において比較することができるようにしなければならないとされた事項、<u>第7条第5項</u>において明らかにすることができるように整理するものとされた事項並びに<u>第8条第3号</u>において明らかにすることができるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。</p>	<p><u>けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <p>5 事業者は、<u>条例第5条第3項</u>の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合には、その旨を明らかにしなければならない。</p> <p>6 略 (準備書の作成)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前条第2項から第5項までの規定は、<u>条例第13条</u>の規定により対象事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「<u>その他の資料</u>」とあるのは「<u>その他の資料及び第2条第1項の規定により読み替えて準用する第1条の3第2項の規定による聴取又は確認</u>」と、<u>前条第3項中「前項</u>」とあるのは「<u>次条第2項において準用する前項</u>」と、<u>前条第4項中「第5条第1項第7号</u>」とあるのは「<u>第13条第1項第5号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 事業者は、対象事業に係る準備書に<u>条例第13条第1項第7号ア</u>に掲げる事項を記載するに当たっては、<u>第6条第2項の規定により読み替えて準用する第1条の6第4項並びに第7条第2項の規定により読み替えて準用する第1条の7第3項及び第4項</u>において明らかにすることができるようにしなければならないとされた事項、<u>第6条第4項</u>において比較することができるようにしなければならないとされた事項、<u>第7条第4項</u>において明らかにすることができるように整理するものとされた事項並びに<u>第8条第3号</u>において明らかにすることができるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければなら</p>

改正前	改正後
<p>4～6 略 （評価書の作成）</p> <p>第16条 略</p> <p>（事後調査報告書の作成）</p> <p>第17条 事業者は、対象事業に係る事後調査報告書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 対象事業実施区域</p> <p>(4) 評価書に記載した第13条第5項各号に掲げる事項</p> <p>(5) 事後調査の結果及び当該結果の検討（事後調査の結果が評価書の記載事項と異なる場合にあっては、その原因についての検討の結果を含む。）</p> <p>(6) 事後調査の結果に基づき必要な環境保全措置を講じた場合にあっては、その措置の内容</p>	<p>ない。</p> <p>4～6 略 （評価書の作成）</p> <p>第16条 略</p> <p>（事後調査報告書の作成時期等）</p> <p><u>第16条の2 条例第22条の公告を行った事業者は、対象事業に係る工事が完了した後、事後調査報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 第1項の公告を行った事業者は、必要に応じて、対象事業に係る工事の実施中又は土地若しくは工作物の供用開始後において事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。</u></p> <p>（事後調査報告書の作成）</p> <p>第17条 事業者は、対象事業に係る事後調査報告書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の名称、種類、規模、対象事業実施区域その他対象事業に関する基礎的な情報</p> <p>(3) 事後調査の項目、手法及び結果</p> <p>(4) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度</p> <p>(5) 第3号の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度</p> <p>(6) 専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種別を含めるものとする。）</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="230 260 689 292"><u>(7) その他事後調査に関する事項</u></p> <p data-bbox="237 555 456 587">(対象港湾計画)</p> <p data-bbox="199 600 1104 754">第19条 条例第33条第2項の規定により港湾環境影響評価その他の 手続を行う場合においては、<u>第2条第1項第1号ア、第3条第2 項第1号、第7条第3項、第13条第5項第5号、第14条及び第15 条第1項第2号の規定は適用しない。</u></p> <p data-bbox="237 810 456 842">(法対象事業等)</p> <p data-bbox="199 855 1104 970">第20条 <u>第17条の規定は、条例第43条第1項の規定による法対象事 業に係る事後調査報告書及び条例第43条第2項の規定による法対 象港湾計画に係る事後調査報告書の作成について準用する。</u></p>	<p data-bbox="1158 260 2029 335"><u>(7) 事後調査報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う 場合はその計画及びその結果を公表する旨</u></p> <p data-bbox="1128 347 2029 542"><u>2 前条第1項の公告を行った事業者は、対象事業に係る工事の実 施中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用 開始後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力 又は当該主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなけ ればならない。</u></p> <p data-bbox="1158 555 1377 587">(対象港湾計画)</p> <p data-bbox="1128 600 2029 794">第19条 条例第33条第2項の規定により港湾環境影響評価その他の 手続を行う場合においては、<u>第2条第1項の規定により読み替え て準用する第1条の3第1項第1号ア、第3条第2項第1号、第 7条第3項、第13条第4項第5号、第14条、第15条第1項第2号 及び第17条第2項の規定は適用しない。</u></p> <p data-bbox="1158 810 1377 842">(法対象事業等)</p> <p data-bbox="1128 855 2029 1050">第20条 <u>第17条第1項の規定は条例第43条第1項の規定による法対 象事業に係る事後調査報告書及び条例第43条第2項の規定による 法対象港湾計画に係る事後調査報告書の作成について、第17条第 2項の規定は条例第43条第1項による法対象事業に係る事後調査 報告書の作成について準用する。</u></p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第13条関係）

1 佐賀県環境影響評価条例施行規則（平成11年佐賀県規則第46号。以下「条例施行規則」という。）別表第1の1の項の(1)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素	
		大気環境				水環境						土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
		大気質		騒音		振動		水質				地形及び地質							
		窒素化合物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	水温	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物
工事の実施	ダムの堤体の工事																		
	原石の採取の工事																		
	施工設備及び工事用道路の設置の工事																		
	建設発生土の処理の工事																		
	道路の付替の工事																		
土地又は工作物の存在及び供用	ダムの堤体の存在																		
	原石山の跡地の存在																		
	道路の存在																		
	建設発生土処理場の跡地の存在																		
	ダムの供用及び貯水池の存在																		

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するダム事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行う。
 - イ ダムの堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行う。
 - ウ 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行う。
 - エ ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行う。
 - オ 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行う。
 - カ ダムの堤体、原石山の跡地、道路等の施設、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在する。
 - キ 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

2 条例施行規則別表第1の1の項の(2)又は(3)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素	
		大気環境				水環境						土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
		大気質		騒音	振動	水質				底質	地下水の水質及び水位	地形及び地質							
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	富栄養化	溶存酸素量	水底の泥土	地下水の水位	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物
工事の実施	せき堰の工事																		
	護岸の工事																		
	掘削の工事																		
土地又は工作物の存在及び供用	せき堰及び護岸の存在																		
	せき堰の供用及び湛水区域の存在																		

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するせき堰事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 土砂等の掘削を行い堰を設置する「堰の工事」を行う。
 - イ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行う。
 - ウ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「掘削の工事」を行う。
 - エ 堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在する。
 - オ 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

3 条例施行規則別表第1の1の項の(4)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素
		大気環境			水環境				土壌に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
		大気質		騒音	振動	水質		地下水の水質及び水位		地形及び地質	地盤							
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	地下水の塩化物イオン濃度	地下水の水位	重要な地形及び地質	地下水の水位の低下による地盤沈下	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物
工事の実施	洪水を分流させる施設の工事																	
	掘削の工事																	
	堤防の工事																	
土地又は工作物の存在及び供用	放水路の存在及び供用																	

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する放水路事業の一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 土砂等の掘削を行い堰^{せき}や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行う。
 - イ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行う。
 - ウ 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行う。
 - エ 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在する。
 - オ 当該放水路を洪水調整の用に供する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

4 条例施行規則別表第1の2の項から6の項までに該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素
		大気環境				水環境		土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
		大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質								
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産
工事の実施	建設機械の稼働															
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行															
	造成等の施工による一時的な影響															
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）															
	構造物の存在															
	工場団地の造成にあっては、工場の稼働															

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、又は宅地その他の用地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 建設機械を用いて、造成工事を行う。
 - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ウ 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設、商業・業務施設、工場、研究施設等の立地の用に供され、工場団地の造成にあたっては工場の稼働の用に供される。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

5 条例施行規則別表第1の7の項の(1)又は(3)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素	
		大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
		大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質							
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働														
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行														
	造成等の施工による一時的な影響														
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）														
	建造物の存在														
	施設の利用														

- 備考
- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 - 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する都市公園その他のスポーツ又はレクリエーション施設の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。
 - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ウ 工事の完了後、当該事業の目的である都市公園その他のスポーツ又はレクリエーション施設が存在し、かつ、当該施設が都市公園その他のスポーツ又はレクリエーションの用に供される。
 - 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 - 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 - 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

6 条例施行規則別表第1の7の項の(2)又は(4)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素
	大気環境				水環境		土壌に係る環境 その他の環境	動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
	大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質							
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働													
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行													
	造成等の施工による一時的な影響													
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）													
	構造物の存在													
	施設の利用													

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するゴルフ場の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 建設機械を用いて、造成及び建築工事を行う。
 - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ウ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し、建設されたゴルフコース、クラブハウス、管理棟、管理用道路等を有する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

7 条例施行規則別表第1の8の項又は9の項に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素		
	大気環境			水環境			土壌に係る環境 その他の環境	動物	植物	生態系	人と自然との 触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等	
	大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質							重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質								
工事の実施	建設機械の稼働														
	工事用資材等の搬出入														
	土石採取又は鉱物採掘プラントの建設														
土地又は工作物の存在及び供用	土石等又は鉱物の採取														
	プラント及び採取機械等の稼働														
	土石等又は鉱物の搬出入														

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する土石等採取事業又は鉱物の採掘の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 建設機械を稼働し、造成及び建設工事を行う。
 - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ウ 工事の完了後、当該事業の目的である土石等又は鉱物の採取プラントが存在し、かつ当該採取プラントが稼働し、土石等又は鉱物の採取の用に供される。
 - エ 車両により、土石等又は鉱物の搬出入を行う。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 条例施行規則別表第1の10の項に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素	
	大気環境			水環境			土壌に係る環境 その他の環境	動物	植物	生態系	人と自然との 触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的 遺産	廃棄物等
	大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質							
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働													
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行													
	堤防及び護岸の工事													
	埋立ての工事													
土地又は工作物の存在及び供用	埋立地又は干拓地の存在													

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する埋立又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行う。
 - イ 道路を經由し、又は船舶を利用して資材等の搬入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行う。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9 条例施行規則別表第1の11の項に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			
	大気環境				水環境		土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
	大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質							
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働													
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行													
	造成等の施工による一時的な影響													
土地又は工作物の存在及び供用	飛行場の存在													
	航空機の運航													
	飛行場の施設の供用													

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置の工事を行う。
 - イ 車両により、資材及び機械の運搬を行う。
 - ウ 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供される。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

10 条例施行規則別表第1の12の項の(1)及び(2)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素
		大気環境					水環境		土壌に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
		大気質			騒音	振動	水質		地形及び地質	その他の環境要素								
		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	日照障害	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物	
工事の実施	建設機械の稼働																	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																	
	切土工等又は既存の工作物の除去																	
	工事施工ヤード又は工事用道路の設置																	
土地又は工作物の存在及び供用	道路（地表式又は掘割式）の存在																	
	道路（かさ上式）の存在																	
	自動車の走行																	
	休息所の供用																	

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 道路の構造が、地表式、掘割式又は高上式である。
 - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - エ 必要に応じて、既存の工作物を除去する。
 - オ 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「切土工」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- 10 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
- 11 この表において「休憩所」とは、自動車専用道路に設置される休憩所（公衆便所を含む。）をいう。

11 条例施行規則別表第1の12の項の(3)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素
		水環境	土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
		水質	地形及び地質							
		水の濁り	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働									
	造成等の施工による一時的な影響									
土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び林道の存在									
	自動車の走行									

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業(林道)における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 林道の構造が、地表式、掘割式又は高上式である。
 - イ 林道の構造の種類に応じた工事用機械を用いて工事を行う。
 - ウ 工事の完了後、当該事業の目的である林道の構造物が存在し、かつ、当該林道上を自動車が走行する。
- 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

12 条例施行規則別表第1の13の項に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素	
		大気環境			水環境		土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
		大気質		騒音	振動	水質	地形及び地質	その他の環境要素							
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	日照障害	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働														
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行														
	切土工等又は既存の工作物の除去														
土地又は工作物の存在及び供用	鉄道施設又は軌道の施設（地表式又は堀割式）の存在														
	鉄道施設又は軌道の施設（かさ上式）の存在														
	列車又は車両の走行（地下を走行する場合を除く。）														
	列車又は車両の走行（地下を走行する場合に限る。）														

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する鉄道事業又は軌道事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 鉄道施設又は軌道施設の構造は、地表式、堀割式又は嵩上式である。
 - イ 鉄道施設又は軌道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - エ 必要に応じて、既存の工作物を除去する。
 - オ 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設又は軌道施設が存在し、かつ、当該軌道上を車両が走行する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「切土工」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

13 条例施行規則別表第1の14の項に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素		
		大気環境					水環境			土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	人と自然との 触れ合いの活 動の場	景観	歴史的 文化的 遺産	廃棄物等		温室効果 ガス等
		大気質				騒音 振動 悪臭	水質			地形及び地質								重要な種 及び注目 すべき生 息地	重要な 種及び 群落	
		硫黄 酸化 物	窒素 酸化 物	浮遊 粒子 状物 質	粉 じん 等		騒 音	振 動	悪 臭	水 の 濁り	水 の 汚 れ	富 栄 養 化	重要な地形及び 地質							
工事の 実施	建設機械の稼働																			
	資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行																			
	造成等の施工による 一時的な影響																			
土地又は 工作物の存在及び 供用	事業の立地及び土地 又は工作物の存在																			
	工場又は事業場の稼働 (排出ガス量が対象事業の要件に該当するもの)																			
	工場又は事業場の稼働 (排水の1日当たりの平均量が対象事業の要件に該当するもの)																			
	資材等の搬出入																			

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工場等の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。
 - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ウ 工事の完了後、敷地に当該事業の目的である工場等の施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。
 - エ 排水は、排水処理施設で処理された後に公共用水域に排出する。
 - オ 車両により、資材等の搬出入を行う。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

14 条例施行規則別表第1の15の項に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素	
		大気環境				水環境		土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等	
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質								地形及び地質	
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	廃棄物
工事の実施	建設機械の稼働															
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行															
	造成等の施工による一時的な影響															
土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在															
	施設の稼働															
	廃棄物の発生															

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する下水道終末処理場の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。
 - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ウ 工事の完了後、当該事業の目的である下水道終末処理施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。
 - エ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排出する。
 - オ 施設の稼働に伴い、産業廃棄物が発生する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

15 条例施行規則別表第1の16の項の(1)又は(2)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素	
		大気環境				水環境						土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
		大気質		騒音		振動		水質				地形及び地質							
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	水温	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物
工事の実施	工事用資材等の搬出入																		
	建設機械の稼働																		
	造成等の施行による一時的な影響																		
土地は工作物の存在及び共用	地形改変及び施設の存在																		
	貯水池の存在																		
	河水の取水																		

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する水力発電所の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - イ 建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行う。
 - ウ 造成等の施工として、作業坑、土捨て場、工事用道路の関連工事を行う。
 - エ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された水路（取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路、放水口）、発電所、開閉所、管理用道路を有する。
 - オ 貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有する。
 - カ 河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

17 条例施行規則別表第1の16の項の(5)又は(6)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素	
		大気環境					水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等	
		大気質			騒音	振動	水質		その他	地形及び地質	地盤							重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落
		窒素酸化物	硫化水素	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	温泉	重要な地形及び地質	地盤変動								
工事の実施	工事用資材等の搬出入																		
	建設機械の稼働																		
	造成等の施工による一時的な影響																		
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在																		
	施設の稼働	地熱流体の採取及び熱水の還元																	
		排ガス																	
		排水																	
	廃棄物の発生																		

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する地熱発電所の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - イ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、抗井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行う。
 - ウ 地形の改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された地熱発電所を有する。
 - エ 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
 - オ 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。
 - カ 排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出する。
 - キ 発電設備から産業廃棄物が発生する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

18 条例施行規則別表第1の16の項の(7)又は(8)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素					人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素
		大気環境			水環境		土壌に係る環境 その他の環境		動物		植物		生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等
		大気質		騒音及び低周波音	振動	水質	底質	地形及び地質									
		硫酸化合物	粉じん等	騒音及び超低周波音	振動	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	風車の影	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	海域に生息する動物	重要な種及び重要な群落（海域に生息するものを除く。）	海域に生息する植物	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産
工事の実施	工事中資材等の搬出入																
	建設機械の稼働																
	造成等の施工による一時的な影響																
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設 の存在																
	施設の稼働																

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する風力発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 工事中資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - イ 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。
 - ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
 - エ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
 - オ 施設の稼働として、風力発電の運転を行う。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

19 条例施行規則別表第1の17の項の(1)又は(2)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素	
	大気環境				水環境			土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等	
	大気質		騒音	振動	悪臭	水質		地形及び地質								重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	富栄養化	重要な地形及び地質								
工事の実施	建設機械の稼働																
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																
	造成等の施工による一時的な影響																
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設 の存在																
	施設の稼働																
	廃棄物の発生																

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するし尿処理施設事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。
 - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ウ 工事の完了後、当該事業の目的であるし尿処理施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。
 - エ 排水は、排水処理施設で処理された後に公共用水域に排出する。
 - オ 車両によるし尿等の搬出入を行う。
 - カ 施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

- 7 この表において「土壌に係る有害物質」とは、土壌汚染に係る環境基準が設定されている項目及びダイオキシン類であって事業活動に伴い排出されるおそれのあるものをいう。
- 8 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 11 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

21 条例施行規則別表第1の17の項の(5)又は(6)に該当する対象事業

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素			
		大気環境					水環境					土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産	廃棄物等	温室効果ガス等
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質			地下水の水質	地形及び地質										
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	水質に係る有害物質	地下水の水質に係る有害物質	重要な地形及び地質	土壌に係る有害物質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合い活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産	建設工事に伴う副産物	メタン	
工事の実施	建設機械の稼働																				
	資材及び機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行																				
	造成等の施工による一時的な影響																				
土地又は工作物の存在及び供用工事の実施	最終処分場の存在																				
	埋立・覆土用機械の稼働																				
	浸出液処理施設の稼働																				
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行																				
	廃棄物の存在・分解																				
	浸出液処理水の排出																				

- 備考
- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 - 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 最終処分場の種類は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場である。
 - イ 立地の形式は陸上埋立である。
 - ウ 準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び付帯設備の設置の工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出入等を道路を経由して行う。
 - エ 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。
 - オ 埋立を行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含む。
 - カ 埋立を行う廃棄物は道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。
 - 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - 4 この表において「水質に係る有害物質」とは、水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目及びダイオキシン類であって事業活動に伴い排出されるおそれのあるものをいう。

- 5 この表において「地下水の水質に係る有害物質」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定される項目及びダイオキシン類であって事業活動に伴い排出されるおそれのあるものをいう。
- 6 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 7 この表において「土壌に係る有害物質」とは、土壌汚染に係る環境基準が設定されている項目及びダイオキシン類であって事業活動に伴い排出されるおそれのあるものをいう。
- 8 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 11 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

22 条例第33条第1項に規定する対象港湾計画

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素					生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観及び歴史的文化的遺産等の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素		
		大気環境			水環境	土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	景観	歴史的文化的遺産
影響要因の区分		大気質	騒音	振動	水質	地形及び地質						
		窒素酸化物	騒音	振動	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	歴史的文化的遺産
主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用	主要な水域施設の存在											
	主要な外郭施設の存在											
	埋立地の存在											
	主要な水域施設又は係留施設の供用											
	主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用											
	主要な臨港交通施設の供用											

備考

- 1 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する港湾開発等の内容を踏まえ区分したものである。
 - ア 係留施設を設置する。
 - イ 必要に応じて、水域施設、外郭施設、旅客施設、荷さばき施設又は保管施設を設置する。
 - ウ 必要に応じて、埋立てを行う。
 - エ 供用開始後、船舶が当該港湾開発等の目的である水域施設又は係留施設を利用する。
 - オ 供用開始後、当該港湾開発等の目的である旅客施設、荷さばき施設、保管施設、又は臨港交通施設がそれぞれの整備の目的に即して利用される。
- 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
環境要素の区分	標準手法		環境要素の区分	参考手法	
	調査の手法	予測の手法		調査の手法	予測の手法
略			略		
日照障害	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査期間等 土地利用及び地形の特性を適切かつ効果的に把握することができる時期	1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握することができる地点 4 予測対象時期等 工事が完了する時期	日照障害（ <u>風車の影を含む。</u> ）	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査期間等 土地利用及び地形の特性を適切かつ効果的に把握することができる時期	1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握することができる地点 4 予測対象時期等 工事が完了する時期 <u>（風力発電所については、発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最</u>

改正前			改正後		
動物に係る重要な種及び注目すべき生息地	略		動物に係る重要な種及び注目すべき生息地	略	大になる時期)
					<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) <u>海生動物の主な種類及び分布の状況</u></p> <p>(2) <u>干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</u></p> <p>(3) <u>重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</u></p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><u>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</u></p>

改正前		改正後	
		<p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>まえ、海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
植物に	略	植物に	略

改正前		改正後	
係る重要な種及び群落		係る重要な種及び群落	
		<p>海域に生育する植物</p> <p>1 調査すべき情報 <u>(1) 海生植物の主な種類及び分布の状況</u> <u>(2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</u></p> <p>2 調査の基本的な手法 <u>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</u></p> <p>3 調査地域 <u>対象事業実施区域及びその周辺区域</u></p> <p>4 調査地点 <u>植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物</u></p>	<p>1 予測の基本的な手法 <u>海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</u></p> <p>2 予測地域 <u>調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域</u></p> <p>3 予測対象時期等 <u>植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</u></p>

改正前			改正後		
				<p><u>の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</u></p> <p>5 調査期間等</p> <p><u>植物の生育の特性を踏まえ、調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</u></p>	
地域を特徴づける生態系	略		地域を特徴づける生態系	略	
略			略		
廃棄物		<p>1 予測の基本的な手法 事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生<u>の状況の把握</u></p> <p>2 略</p> <p>3 予測対象時期等 土地又は工作物の存在</p>	廃棄物		<p>1 予測の基本的な手法 事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの<u>排出及び処分の状況の把握</u></p> <p>2 略</p> <p>3 予測対象時期等 土地又は工作物の存在</p>

改正前			改正後		
		及び供用による影響にあつては、事業活動が定常の状態に達する時期			及び供用による影響にあつては、事業活動が定常の状態に達する時期及び <u>廃棄物に係る環境影響が最大となる時期</u>
建設工事に伴う副産物		1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握 2・3 略	建設工事に伴う副産物		1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び <u>処分の状況の把握</u> 2・3 略
			<u>メタン</u>	<u>調査すべき情報</u> 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期
二酸化炭素	略		二酸化炭素	略	
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第7条の規定による公告が行われた対象事業に係る佐賀県環境影響評価技術指針の適用については、なお従前の例による。